

## 地方独立行政法人秋田県立病院機構第4期中期目標

秋 田 県

地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成21年4月1日の設立以降、「脳・循環器疾患、精神疾患を中心とした医療・医学の進歩に貢献し、その成果を取り入れた質の高い医療の提供」を基本理念に掲げながら、運営する秋田県立循環器・脳脊髄センター（以下「循環器・脳脊髄センター」という。）及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（以下「リハセン」という。）の安定した経営基盤に立った病院運営を目指してきた。

令和5年度までの第3期中期目標期間内においては、脳と循環器の包括的な高度医療の提供を行う脳心血管病診療棟の運用を開始するとともに、既存病棟の大規模修繕工事を行うなど、脳と循環器の包括的医療提供体制の整備を更に進めたほか、県内大学との共同研究を進めるなど、研究機関として県内の医療水準の向上に寄与した。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少など、病院経営に大きな影響を受けることになったが、県の要請に応じて感染症患者の入院対応を行いつつ、24時間365日体制での急性期患者の受入継続や、最新のリハビリテーション療法の積極的な導入など、県立病院としての役割を果たしてきた。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、循環器・脳脊髄センターは、理事長を中心にACOMAT（秋田県コロナ医療支援チーム）の中心的役割を担い、クラスターが発生した医療機関や福祉施設への指導やワクチン接種など、県立病院として期待される役割を担ったと言える。

こうした取組により、医療を取り巻く環境や社会情勢の変化、新たな医療課題に適切に対応したほか、高度で専門的な医療、急性期医療や回復期医療等の充実・強化を図り、質の高い医療サービスを効果的に提供してきている。

一方で、本県医療は、人口減少に歯止めがきかない状況において、高齢化の進行による医療需要の変化や医師不足、医療の高度化といった様々な課題を抱えており、住み慣れた地域で暮らし続けたいという県民のニーズに応え、地域の医療提供体制を確保していくためには、病院機構には、引き続き、脳・循環器疾患の三次救急医療や精神科救急医療をはじめとする高度で専門的医療を安定的かつ継続的に提供するという役割をしっかりと果たすとともに、地域医療を支えることが求められている。

このようなことから、令和6年度から令和10年度までの第4期中期目標期間においては、秋田県医療保健福祉計画や地域医療構想を踏まえて、病院機構が果たすべき役割・機能を念頭に、地域の医療機関等と連携をより一層進めながら、経営の効率化による安定的な収支構造の確立、高度で専門的な医療を行うための機器整備や運営基盤となる人材を育成・確保するための環境整備を行うとともに、県が目指す「健康寿命日本一」の実現に向け、医療技術や医療サービスの一層の向上を目指す必要がある。

このため、第4期中期目標を次のとおり定めることとし、地方独立行政法人として自立した運営のもと、高度で専門的な医療提供体制を確保し、県立病院として、医療機能の強化や役割の明確化に努め、期間中においても取組状況や成果等を踏まえ、病院機構が果たすべき役割や機能を検討しながら、県民や患者に信頼される病院づくりを期待する。

## 第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

## 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 質の高い医療の提供

循環器・脳脊髄センターは、脳と循環器の包括的な高度医療の提供、脊髄・脊椎疾患の専門医療の提供、急性期から回復期までの脳・脊髄・循環器疾患のリハビリテーション医療の提供を、また、リハセンは、回復期を中心とした脳・脊髄・整形外科疾患のリハビリテーション医療、認知症疾患の専門的かつ包括的な医療、精神障害者の医療・保護に関することなどを基本的な機能として担うとともに、両センターが一体となって緊密に連携し県の医療水準の向上を図るため機能強化に努めること。

#### (1) 発症予防に向けた取組

全国一の高齢先進県である本県において、「健康寿命日本一」を目指すため、脳卒中、心疾患、認知症の発症予防について、高度な診断機器の活用や予防のための体制整備など有効な方法を策定し、予防効果の向上に取り組むこと。

#### (2) 政策医療の提供

循環器・脳脊髄センター及びリハセンは、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患に対する医療及びリハビリテーション医療について、県立病院として、大学や県内の他の医療機関との連携を強化しながら、高度で専門的な最新医療を提供すること。特に循環器・脳脊髄センターのリハビリテーション医療については、回復期の機能強化を図ること。

また、循環器・脳脊髄センターは、脳卒中、心筋梗塞等の脳・循環器疾患の三次救急医療の拠点として、リハセンは、24時間365日対応する精神科救急の全県拠点病院として、機能の充実を推進すること。

#### (3) 医師の働き方への対応

医師の働き方改革を推進するため、医療提供体制を着実に維持しながら、適切な労務管理の推進、タスクシフト／シェアの推進などにより時間外労働の縮減に努めること。

#### (4) 医療従事者の確保・育成

高度で専門的な最新医療を安定的かつ持続的に提供するため、医師を含む医療従事者の確保と、継続的に働き続けられるキャリアアップ制度の充実を努めること。

また、両センターが一体的に行う研修・教育体制の充実、センター間の人事交流の推進、国内の各種研修・教育システムの活用などにより、各職種の専門性の向上や職種間の連携強化を図るなど医療従事者の育成に努めること。

#### (5) 患者・家族の視点に立った医療サービスの提供

県民や患者・家族の視点に立ち、療養環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、患者の権利を尊重することにより、信頼される医療サービスを提供すること。

#### (6) より安心して信頼される医療の提供

法令等を遵守し、医療安全対策の徹底や情報セキュリティ対策を講ずることにより、より安心して信頼される医療を提供すること。

## 2 医療に関する調査及び研究

循環器・脳脊髄センターは研究体制を強化し、リハセンや県内大学、医療機関との共同研究や、より先駆的な研究及び臨床に応用できる研究に取り組み、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患及びリハビリテーションの研究と治療の高度化により、県内の医療水準の向上を図るとともに、研究結果に関する県民への広報に努めること。

## 3 医療連携の推進及び地域医療への貢献

循環器・脳脊髄センター及びリハセンは、患者が地域において良質な医療を適切に受けることができるよう、医療機能の充実と合わせ、他の医療機関との役割分担やデジタル技術も活用した連携推進を一層図るとともに、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供に向けて、関係機関との連携を強化し、地域包括ケアシステムの中で果たすべき役割を担うこと。特に循環器・脳脊髄センターは、地域医療構想の実現に向け、様々な連携手法を検討しながら他の医療機関との協議を重ね、連携強化を図ること。

また、健康寿命の延伸に向け、県民に対して医療や健康に関する情報発信を行うとともに、地域医療を担う医師をはじめとした医療従事者の教育・研修に努めること。

## 4 災害及び新興感染症への対応

平時から関係機関との連携を図り、災害発生時における円滑な医療救護活動に取り組むこと。

リハセンにおいては、災害時の患者受入等の拠点として、災害拠点精神科病院の整備に向けた検討を引き続き行うこと。

また、循環器・脳脊髄センターにおいては、新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備するとともに、県の求めに応じて感染状況に応じ柔軟な対応を行うなど、求められる感染症医療を確実に提供すること。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自律性・自主性により業務運営の改善及び効率化に努めること。

また、年度ごとの取組状況や成果等を踏まえ役割・機能の検討を行うこと。

### 1 効率的な運営体制の構築

医療の安定的な提供が行われるよう、継続的に経営状況の見直しを行い、病院機構全体を一体的に運営する効率的な体制を構築すること。

### 2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業務運営の自律性を高めるため、病院経営に精通した人材の確保と育成に努めること。

### 3 収入の確保、費用の節減

安定的な経営基盤を確立するため、病床利用率の向上、制度改正への適切な対応による収入の確保に努めるとともに、費用対効果の考え方にに基づき、創意工夫しながら費用の節減に努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

業務内容の改善・効率化を進めるとともに、運営費交付金を中期計画に適切に反映し、医業収入の確保等により経常収支の改善を図ること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

県立病院として、県民に安心して良質な医療を継続的に提供できるよう、次の事項を実施すること。

### 1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、遠隔診療やマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）等の各種情報システムを活用することにより経営の効率化を図るとともに、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展、高度医療機器の共同利用などを総合的に勘案し、計画的に実施すること。

### 2 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるよう、人事を管理する体制を整備し、職員の適切な配置に努めること。

また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。

### 3 職員の就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに資するよう、多様な勤務形態の導入などにより、過重労働のない、働きやすい環境の整備に努めること。